

平成20年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成20年 2月20日(水)

午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 栗 中 一 弘 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 岡 田 敏 行 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 4 号 沼田町名誉町民の決定について

議案第 5 号 沼田町名誉町民の決定について

議案第 6 号 損害賠償の額を定め、和解することについて

議案第 7 号 平成19年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）これより本日をもって招集されました、平成20年第2回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、大沼議員、及び5番、絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第4号。沼田町名誉町民の決定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第4号、沼田町名誉町民の決定について。本町の町政振興に寄与され顕著な功績がある下記の者に対し、沼田町名誉町民の称号を贈りたいから、沼田町名誉町民に関する条例第3条の規定によって、議会の同意を求めるものであります。提案しようとする方でありましますけども、住所は沼田町字高穂33番地、氏名吉田好宏氏、生年月日は昭和7年5月2日生まれ、75歳であります。平成20年2月20日提出、沼田町長であります。

この件につきましては、先般1月17日に5名をもって構成する審議委員会の審議をいただきまして、委員長は土地改良区の堀田理事長でありますけれども、全会一致で推挙をいただいたところでありまして、提案をさせていただいたところあります。功績等につきましては、略歴が別紙に付いておりますのでご覧をいただきたいという風に思いますが、提案の理由と致しましては、沼田町名誉町民に関する条例の第2条に書かれておりますように、本町に20年以上住居を有し、行

政、経済、社会、文化、その他各般に渡る町政の振興に寄与して顕著な功績があり、しかも町民が広く郷土の誇りとして、かつ深く尊敬に値すると認めた者に対しての名誉町民の称号を贈るということでありますが、今ほど申し上げました様に1月17日の審議会で全会一致をもってこの条文に該当するということでご推挙いただきましたので、今回の提案となりましたのでよろしくご同意のほどお願い申し上げたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あの、人事案件だからこそ、きちっと後々なんであんな人を選んだんだろかなと言われないうちに、やっぱり十分審議したほうが良いと思うので私は議論をさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場さんから討議したいということでありますけれども皆さん方、これにご意見ありませんか。

○議長（杉本邦雄議長）それでは討論をしたいということでありますので、ご意見のある方。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）私ね、前にも何回か話しましたがけれども、町長が変わる度にね、その代でね、誰かを名誉町民につくっていくなんてね、そういう状況じゃね、ちょっといいのかなと思うんですよね。私ね、今のようになんか交通やら情報やらすっかりそれこそ大発展してきているなかでね、そういう名誉町民だとかそういうのはね、不釣り合いというかな、そう思うんですよね。

例えばね、まだまだ封建制時代のね、殿様時代にね、それこそ色々な技術が発展しないし交通も無いと機械も無いという時にね、大震災が何年も続いて、その部落の人たちが大変苦勞していたと、生活も大変だというなかでね、大家さんや誰かがね、その人たちのために自分の財産をなげうってやったと、こういうのであれば名誉町民としても良いんですけれどね、私はやっぱり名誉町民というのはね、100年に一人か、これからもう出ないんじゃないかと思うんです、そういう立場から名誉町民ではなくて、功労者としてのね表彰と言うんだったら分かるんですが、そういう意味で名誉町民というのは必要が無いんじゃないかと思うんです。

今、国のね、財政が大借金なんです、地方もそうなんですけれども、私がずっと出た頃にはですね、国の国会議員もそれからあと市町村の首長さんもね、箱物行政をどんどんやった。国がそれを進めたからですからね、やったんですけれども、そして建てたものは俺の町長の時代に造ったやつだとかね、俺が大臣やった時にこの道路を造ったと、誰もその人が造ったんじゃないんです、みんな国民の納めた税金で造ったんですよ。それで、しかもそういうことに、俺が造った、俺が造っ

たというところがね、それが今のような大きな借金を作った訳なんですよね。ですからね、名誉町民というのは色々の町民の立場からいうと色んな角度からその人の評価がある訳でね、だから名誉町民というのは、ここに略歴書いてありますけどもね、これはまあ確かに立派なことですけども、これら全部あの報酬もらってやってたんですよ。別にただでやってた訳じゃないんですね。そういうことからいくと役職としてやっぱり当然勤めて、この人じゃなくてもやれる様な状況なんだよね、だから私はそういう意味では名誉町民というのはこれから止めた方が良いと思うし、吉田さんにも、それから次に来る岡田さんにも何にも恨みも無いし、本当に立派な人だと思うけれども、名誉町民とするのは反対だ、ということで討論しておきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、挙手多数によって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第5号。沼田町名誉町民の決定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第5号、沼田町名誉町民の決定について。本町の町政振興に寄与され顕著な功績がある下記の者に対し、沼田町名誉町民の称号を贈りたいから、沼田町名誉町民に関する条例第3条の規定によって、議会の同意を求めるものであります。提案しようとする方につきましては、住所は沼田町字更新2128番地、お名前につきましては岡田静夫氏、生年月日 昭和9年7月17日生まれ、73歳であります。平成20年2月20日提出、沼田町長名であります。提案の理由につきましては、先程議案第4号で申し上げました理由と同じでありまして、名誉町民に関する条例の第2条に規定するそれぞれの事項に該当されるということで1月17日の表彰審議会におきまして、満場一致でご承認を頂いただき推挙いただきましたので、提案をさせていただきますので、よろしくご同意を賜りたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。討論ありますか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）議案第4号で述べた理由からですね、名誉町民をつくるというのは反対です。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、賛成多数で本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第6号。損害賠償の額を定め、和解することについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第6号、損害賠償の額を定め、和解することについて。次のとおり生涯学習総合センター落雪事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

〔以下、議案書を朗読。〕

○総務課長（金子幸保課長）提案理由と致しましては、生涯学習総合センターゆめつくるの落雪事故に関し、相手方との話し合いが合意に達し、賠償金として車2台分の損害524,447円を支払い、示談書を取り交わし和解するものであります。地方自治法により提案するものでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、この賠償金につきましては、沼田町で加入してございます、全国町村会総合賠償保障保険に加入しておりまして、委託先であります損保ジャパンより全額補てんされるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第7号。平成19年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第7号。平成19年度沼田町一般会計補正予算について。平成19年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年2月20日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第8号第1頁の方をお開きを願いたいと思います。

〔以下、補正予算1頁第1条を朗読。（第2項省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）綴じ込み最後の頁、6頁になりますがそちらの方をお開き願いたいと思います。まず、中段以降歳出の方でございますが、2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費であります。52万5千円の追加補正でございます。補償補てん及び賠償金と致しまして、車両の損害賠償金でございます。只今損害賠償の議決をいただきました公共施設からの落雪事故に対する損害賠償金でございます。なお、財源につきましては、町が加入をいたしております全国町村会の総合賠償保険、これの保険金で充当がなされるものでございます。

次に12目自治振興費であります。60万円の追加補正でございます。8節の報償費の追加でございまして、名誉町民功労金といたしまして60万円の追加予算でございます。沼田町名誉町民に関する条例第4条第1項第5号の規定に基づきまして、お二方の功労金を支給するものでございます。なお、それぞれ財源につきましては、損害賠償は雑入保険金、それから功労金につきましては、地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図った予算となっているものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）先の条例で名誉町民は必要無いという立場を取っておりますので、ここに掲げられた報償金の額が60万入っておりますのでね、この補正予算には反対を致します。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第7号に賛成する方は挙手をお願い致します。

(挙手(賛成)多数)

○議長(杉本邦雄議長) はい、賛成多数により、よって本案は原案のとおり決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長) 以上で本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて平成20年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。議員の皆さんにお伝え致します。この後全員協議会を行いますので、30分から行いますのでよろしくお願い致します。今日はご苦勞様でした。

16時17分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員